

仕 様 書			
物品番号	— — —	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物 処理役務		N A B - 2	
		作 成	令和 2年 2月 12日
		変 更	令和 年 月 日
		作 部 隊 等 名	北海道補給処早来燃料支処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊北海道補給処早来燃料支処が実施する産業廃棄物処理（以下、役務という）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

### 1.3 種類

種類は付表による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令

産業廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）法第12号で定める産業廃棄物処理基準による。

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

対象産業廃棄物、数量、期間及び搬出時間帯など一般的要求事項は付表により指定するものとする。

### 2.2 処理の区分

処理の区分は、収集、運搬及び処分とする。

### 2.3 処理基準

処理基準は次によるほか、契約の相手方は産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、法という。）及び関係法令を遵守、適正に処理する責任を負うものとする。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。

b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条で定める特別管理産業廃棄物処理基準による。

### 2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

### **3 品質保証**

監督及び検査，契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか，契約の相手方は本役務終了後，検査官に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

### **4 その他の指示**

#### **4.1 提出書類**

提出書類は，付表により指定する場合を除き管理票（B 2・D・E表）とし，産業廃棄物の各段階ごとの処理終了後，速やかに契約担当官等へ提出するものとする。

#### **4.2 使用機材・機器・消耗品**

役務に必要な機材，機器及び消耗品は付表により指定をする場合を除き，契約の相手方が準備するものとする。

#### **4.3 安全管理**

契約の相手方は，安全管理に注意するとともに，必要な場合は，契約担当官等の指示を受けるものとする。

#### **4.4 仕様書に関する疑義**

この仕様書の内容に関して疑義が生じた場合は，契約担当官等の指示を受けるものとする。

## 1 産業廃棄物の種類・数量

区分	品名	産業廃棄物の種類	数量	単位	性状	荷姿
特別 産業廃棄物	塗料付着缶類	廃油	502	K G	固形	缶・ポリ容器
特別 産業廃棄物	廃ウエス	廃油	800	L I	布状	ドラム缶 (200LI)
特別 産業廃棄物	塗料くず	廃油	2,600	L I	固形・ 液状	ドラム缶 (200LI)

## 2 期間及び搬出時間

産業廃棄物の早来燃料支処からの搬出期限は令和4年7月29日（金）までとし、搬出可能時間は、平日の0815から1700までとする。

## 3 搬出方法

産業廃棄物の搬出方法は荷姿のまま搬出し、産業廃棄物の処理後、搬出したオープンドラムを必ず早来燃料支処に返納、もしくは搬出するオープンドラムと同等及び同数のオープンドラムの交換の上搬出するものとする。

または、ドラム缶の内容物を別容器に移し搬出するものとする。

## 4 履行期限

履行期限は検査官が管理票E票を確認できる日とし、令和4年8月31日（水）までとする。

## 5 受渡場所

陸上自衛隊北海道補給処早来燃料支処

## 6 産業廃棄物の性状及び荷姿

上記、表のとおり。